

商品概要説明書

教育ローン【学費オンリープラン】(ジャックス)

(2023年4月1日現在)

商品名	教育ローン【学費オンリープラン】(ジャックス)
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢70歳以下)の方。 ○安定継続した収入のある方。 ○融資金を業者へ振込できる方。 ○借換の場合は、直近6ヶ月間に返済延滞がない方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金用途	○次のご資金が対象です。 ①入学金または授業料 ②施設利用料、教材費、研修費等で、入学金または授業料と一緒に納付できる資金
借入金額	○10万円以上500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6ヶ月以上16年10カ月以内(元金据置期間を含みます。)とします。 ○元金据置期間の上限は次のとおりとします。 ①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヶ月間以内 ※留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長はできません。 ※借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。 ○元金据置対象資金は、短大・大学・大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金とします。
融資方法	○ご本人の貯金口座を経由し、学校等振込とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済

教育ローン【学費オンリープラン】(ジャックス)

	<p>○毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内）</p> <p>○元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみの返済</p>
担保	○不要です。
保証	○原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
保証料	○保証料 0.9%とし、お借入利息に含まれています。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせ下さい。</p>

J A庄内みどり

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス）

（2023年4月1日現在）

商品名	教育ローン（ジャックス）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢70歳以下）の方。 ○安定継続した収入のある方。 ○借換の場合は、直近6ヶ月間に返済延滞がない方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	○次のご資金が対象です。 ①入学、在学中に必要な教育資金（入学金、授業料、家賃、その他生活費等） ②支払済領収書（教育資金として申込受付前3ヶ月以内に現金で支払いしたもの） ③教育ローンの借換資金（他金融機関からの借入金に限ります。） ④その他、金融機関が認めた教育資金
借入金額	○10万円以上700万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000万円以内とします。 ○借換資金の場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上16年10カ月以内（元金据置期間を含みます。）とします。 ○元金据置期間の上限は次のとおりとします。 ①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヶ月間以内 ※留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長はできません。 ※借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。 ○元金据置対象資金は、短大・大学・大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金とします。
融資方法	○ご本人の貯金口座振込とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。

借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済 ○毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内） ○元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみの返済
担保	○不要です。
保証	○原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
保証料	○保証料1%とし、お借入利息に含まれています。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A庄内みどり